

「共済愛情保険」

退職後制度の手引き

■「共済愛情保険」退職後制度にかかる手続き手順…1 ■「愛情サポート」ご加入の方……2~6 ■「愛情サポート」未加入の方……7~10 ■「積立年金保険」ご加入の方 ……11~17 ■ 退職後の問い合わせ先について……18 ■注意事項 ……19



「共済愛情保険」退職後制度に かかる手続き手順



「愛情サポート」の加入有無を確認

現在の加入内容を"保障内容のお知らせ"等で確認して、「愛情サポート」に加入しているかを確認してください。

保障内容のお知らせ

「愛情サポート」

「愛情サポート」のご加入を確認してください。



「愛情サポート」ご加入の方

□> 2~ 6 ページへ

2種類の提出書類を準備

- ・退職時確認書(記入方法: 5ページ)
- ・退職後保険料振替·配当金受け入れ口座 登録書(記入方法:6ページ)

「愛情サポート」未加入の方

□ 7 ~ 10 ~-ジ^

2種類の提出書類を準備

- ・意思確認用紙(記入方法:10ページ)
- ·退職時確認書



「積立年金保険」の加入有無を確認

現在の加入内容を"保障内容のお知らせ"等で確認して、「積立年金保険」に加入しているかを確認する。

保障内容のお知らせ

てほうケクロア

【積立年金保険】

「積立年金保険」のご加入を確認してください。



「積立年金保険」ご加入の方

☐ 11 ~ 17 ~-ÿ~

3種類の提出書類を準備

- ・「積立年金保険」請求書(記入方法:14~16ページ)
- ・個人番号(マイナンバー)申告書※(記入方法:17ページ)
- ・個人番号(マイナンバー)記載書類※(添付方法:17ページ)

各種書類は所属所 の共済事務主管課 へ提出

※「一時金受取りで100万円を超える場合」、「年金受取りで年間20万円を超える場合」、「ご遺族が年金を受取る場合(金額にかかわらず)」のいずれかの場合に必要となります。

当該条件に該当しない場合は「個人番号(マイナンバー)申告書 |、「個人番号(マイナンバー)記載書類 |の提出は不要。



「愛情サポート」ご加入の方

1 制度の概要及び提出書類	3
2 「愛情サポート」等継続に関する注意事項	4
3 「愛情サポート」等継続のお手続き方法	5•6



制度の概要及び提出書類

共済愛情保険(団体保険)を退職後も続けることが出来る制度

※愛情サポートに加入していることが条件となります。

愛情

(年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険 【生命保険】) 継続最高(可能)年齢65歳 (満了時年齢66歳) ※1

愛情サポート

(年金払特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】)

継続最高(可能)年齢80歳

(満了時年齢81歳) ※1

医療保障保険

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

継続最高(可能)年齢69歳

(満了時年齢70歳)

医療保障保険(先進医療サポート)

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険 【生命保険】) 継続最高(可能)年齢79歳

(満了時年齢80歳)

%1

医療保障保険(手術サポート)

(医療保険【損害保険】)

継続最高(可能)年齢69歳 (満了時年齢70歳) ※1

健活

健康応援給付

(健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

継続最高(可能)年齢79歳

(満了時年齢80歳)

ケガ通院補償

(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険 (総合補償型)[損害保険]) 継続最高(可能)年齢80歳 (満了時年齢81歳) ※1

退職後継続給付

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当定期保険 (Ⅱ型)【生命保険】)

継続最高(可能)年齢69歳

(満了時年齢70歳) ※2

※年齢は保険年齢です。

- ※1 愛情、愛情サポート、医療保障保険、医療保障保険(手術サポート)、医療保障保険(先進医療サポート)、健康応援給付、ケガ通院補償の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※2 退職後継続給付の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

退職と同時に終了となる制度

長期療養休業補償

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

継続できません

積立年金保険

(拠出型企業年金保険【生命保険】)

積立終了・受取開始(11~16ページへ)

「愛情サポート」等継続に関する注意事項

1 組合員本人·配偶者とも退職日直前までご加入されている制度(「長期療養休業補償」、「積立年金保険」は除く) を継続できます。

ただし、組合員本人の「愛情サポート」の継続加入が必要です。

- ※退職時にコース変更はできません。
- 配偶者が継続できる制度は、組合員本人が継続加入する制度に限ります。
- 3 「愛情」·「愛情サポート」·「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、配当金と してお返しします。

還付口座は「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」にてご指定いただいた口座となります。

- ※配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 (上記以外の制度には配当金はありません)
- 4 年に1度更新手続き時期(10~11月頃)に脱退・減額が可能です。(新規加入・増額はできません) 更新書類(申込書等)は毎年10月~11月頃にご自宅宛に送付いたします。変更された内容は翌年3月1日より適用となります。
- 5 保険料は毎月22日(金融機関が休日の場合は、翌営業日)にご指定の個人口座より引き落とし(口座振替)させていただきます。
 - ※残高不足等で保険料の口座振替ができなかった場合は、翌月に2カ月分の保険料を口座振替いたします。

その際、2カ月分の保険料振替不能の場合は自動脱退となります。

- ※初回のみ2カ月分の保険料を口座振替いたします。(4.5月分)
- 毎年1月と2月は更新処理にかかるため、保険料振替不能の場合は翌月調整が行なえず自動脱退となります。 (1月と2月は口座残高にご注意をお願いします)
- 7 「愛情」のボーナス給付コースの保険料は、1月と7月に月額の保険料と一緒に引き落としさせていただきます。 ※保険料振替不能の場合は、翌月調整が行えず、全制度自動脱退となりますので、ご注意ください。
- 8 保険料口座振替および資料送付等の事務費用として、別途制度運営費(月額385円)がかかります。 ご指定の口座より毎月の保険料と一緒に引き落としさせていただきます。
- ② 退職後の保険金・給付金の請求等の事務取扱い窓口は下記になります。

株式会社日本共同システム <略称:NKS> **20120-129-128** ※団体保険コールセンター

9:00~17:00(年末年始を除く)

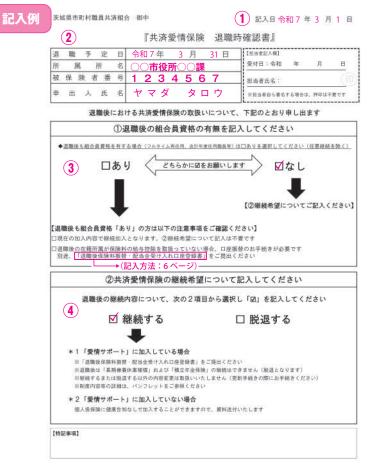
- ※共済愛情保険における退職後の保険金・給付金の請求や加入内容照会等について 株式会社日本共同システムへ業務委託しております。
- ※「退職後保険料振替·配当金受け入れ口座登録書」記入事項(氏名·住所·電話番号·振替口座等)に変更がある場合は、必ずご連絡願います。

「愛情サポート」等継続のお手続き方法

1 「保障内容のお知らせ」にて現在の加入内容をご確認ください。

年に1度更新手続き時期(10~11月頃)に脱退・減額が可能です。(新規加入・増額はできません) ※更新書類(申込書等)は毎年10月~11月頃にご自宅宛に送付致いたします。

2 退職時確認書をご提出ください。



- ※「共済愛情保険」に加入している方は全員提出が必要です
- ①日付をご記入ください。
- ②退職予定日、所属所名、被保険者番号、 氏名 (カタカナ) をご記入ください。
- ③退職後の組合員資格の有無についてご記入ください。

退職後も組合員資格※を有する場合(フルタイム再任用、会計年度任用職員等で勤務)は「あり」にレ点をチェックし、所属所の共済事務主管課までご提出ください。(※任意継続は除く)なお、退職後の在籍所属が保険料の給与

なお、退職後の在籍所属が保険料の給与 控除を取扱っていない場合、口座振替の お手続きが必要です。(「退職後保険料 振替・配当金受け入れ口座登録書」をご 提出ください)

退職後に組合員資格を有さない場合(退職等)は「なし」にレ点をチェックのうえ、②共済愛情保険の継続希望についてご記入ください。

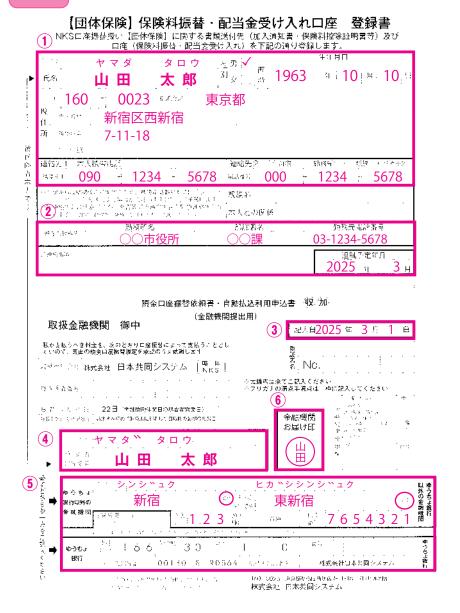
④「愛情サポート」に加入している場合、 退職後の継続希望について、「継続する」 または「脱退する」にレ点をチェックし てください。

なお、「継続する」方は、「退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」を で提出ください。

「愛情サポート」に加入していない場合、個人扱保険に関する案内送付を希望する方は「継続する」にレ点を、希望しない方は「脱退する」にレ点をチェックしてください。

退職後保険料振替・配当金受け入れ口座登録書をご提出ください。

記入例



- ①氏名・性別・生年月日・現住所・ で退職後の連絡先をご記入ください。
- ②現在の勤務先と退職予定年月をご記入 ください。
- ③日付をご記入ください。
- ④氏名を口座名義にてご記入ください。 (被保険者本人の口座をご指定願います。)
- ⑤金融機関名・支店名・支店コードを通 帳のとおりにご記入ください。
- ※ゆうちょ銀行をご利用の場合は、ゆうちょ銀行欄へご記入ください。
- ※口座番号が7桁に満たない場合は、 前0をご記入ください。
 - (例) 123456 → 0123456
- ⑥金融機関お届印を鮮明に押印くださ い。

(注) お取扱いしていない主な金融機関

農林中央金庫	漁業協同組合	ジャパンネット銀行	セブン銀行	ソニー銀行
楽天銀行	住信SBIネット銀行	じぶん銀行	イオン銀行	大和ネクスト銀行
新銀行東京	新生銀行	あおぞら銀行	SBJ銀行	

[※]取扱い金融機関の詳細はにつきましては、(㈱日本共同システム(略称: NKS)ホームページ(http://www.nks-inc.jp/)の「事業紹介」 →「口座振替による集金代行サービス」の「お取扱い金融機関」によりご確認願います。

※記入内容を訂正する場合のご注意

下半分の「振替依頼書」(金融機関提出用)のご記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を=にて抹消のうえ『金融機関お届け印』を訂正印として押印してください。



「愛情サポート」未加入の方

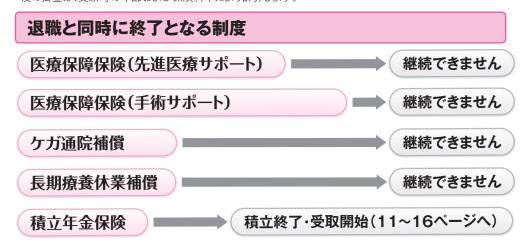
1 制度の概要及び提出書類	8
2 退職後制度ご加入のお手	€続き9
3 意思確認用紙記入要領	10

意思確 認用 紙 をご提出ください 10

制度の概要及び提出書類



- 注① 記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
- 注② 退職後に医療保障保険制度から退職後終身医療保険へ移行(加入)ができます。商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社) の担当部署までお問い合せください。
- 注③ 対象の方は別途ご案内いたします。
- ※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。リレー定期、退職後医療保 険、退職後健康応援給付について、詳細は別途配付の正規パンフレットをご参照願います。
- ※リレー定期は本人が「愛情サポート」未加入者で、「愛情」に本人の退職日直前まで継続して2年以上ご加入の本人および配偶者が加入できます。 リレー定期加入(予定)日現在、保険年齢18~75歳の方が対象となります。
- ※リレー定期、退職後医療保険、退職後健康応援給付、退職後継続給付(個人契約)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年 齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意
- ※退職後継続給付(個人契約)はご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。また、更新 後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。



2

退職後制度ご加入のお手続き

1 現在のご加入内容をご確認ください。

『意思確認用紙』に現在のご加入内容が記載されています。

2 「意思確認用紙」をご返送ください。

10ページ「3. 意思確認用紙記入要領」を参照のうえ必要事項をご記入ください。

- ※ご加入を希望されない場合も意思確認欄の「申し込みません」を選択してご提出ください。
- 3 「退職時確認書」をご提出ください。

で加入を希望される場合

4 退職翌月~退職後制度契約日までの在職時加入制度の保険料をお振込ください。

退職後から退職後制度の契約日までは在職中にご加入いただいた制度を継続いただく必要があります。 (「長期療養休業補償」・「積立年金保険」は除く)

(例)3月末退職で「リレー定期」にご加入の場合、6月1日がご加入日となりますので、

お振込いただく「愛情」の保険料は4.5月分です。

※保険料については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)より別途ご案内いたします。

 4月1日
 6月1日

 愛情 リレー定期

 在職制度継続
 退職後

5 申込書をご提出ください。

事務代行会社(明治安田ライフプランセンター(株))より「申込書」・「約款」を送付します。 到着いたしましたら申込書にご記入のうえ1週間ほどを目途にご返送ください。

6 振込依頼書にて退職後ご加入商品の保険料をお振込ください。

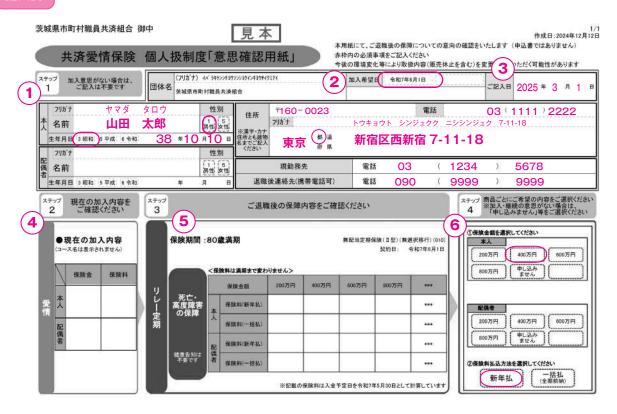
申込書提出後に、事務代行会社(明治安田ライフプランセンター(株)から振込依頼書をご自宅へ送付します。 振込依頼書に記載の締切日までに退職後制度契約分の保険料※をご入金ください。 (※上記4の例では6月1日以降の保険料)

7 ご自宅に保険証券が届きます。

契約日(ご加入日)以降に引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)より保険証券を送付します。 ※契約日(ご加入日)は「意思確認用紙」の(加入希望日)をご確認ください。

意思確認用紙記入要領

記入例



- 氏名(漢字・フリガナ)・性別・生年月日をご記入ください。
- 全 住所・電話番号をご記入ください。 ※住所のフリガナは都道府県名(例:イバラキケン)からご記入ください。
- 3 日付をご記入ください。
- 4 現在の加入内容をご確認ください。
- 5 個人扱保険の保障内容、保険料をご確認ください。
- 6 加入予定のコースに○をご記入ください。 なお、加入しない場合は申し込みませんに○をご記入ください。

「意思確認用紙」は申込書ではありません。 申込書は「意思確認用紙」を提出いただいた後、ご自宅に郵送いたします。



「積立年金保険」ご加入の方

1 受取り方法	12
提出書類	13
3 「積立年金保険」請求書記入要領	14
4 「積立年金保険」請求書詳細記入例	15
5 [積立年金保険]繰延早見表	16
6 個人番号(マイナンバー)申告書記入要領	17



受取り方法

1 年金受取り

①確定年金(5年重点型含む)

受取り期間10年・15年・20年

②保証期間付終身年金(5年重点型含む) 受取り期間10年・15年

年金受取人(保険料負担者)は被保険者本人です。

●満51歳未満で加入された方

保険料払込完了年齢(61歳)に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。

※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。保険料の払込期間が10年以上かつ満 50歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。ただし、60歳未満で脱退されたときは保証期間付 終身年金のみ選択となります。

●満51歳以上で加入された方

保険料払込完了年齢(61歳)に達した時、または加入2年以上かつ満50歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。

※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。初年度年金月額が1万円(5年重点型は2万円)未満の場合には年金選択ができません。

<例1>確定年金で受取る場合 年金原資約1.000万円

種類および保証	正期間	年金月額				受取り総額
	10年	月額	約	8.7	万円	
定額型	15年	月額	約	6.0	万円	
	20年	月額	約	4.6	万円	
	10年	受取り開始から5年間 月額	約	11.5	万円	約1,000万円
	10年	6年目以降 月額	約	5.7	万円	+
5年重点型	15/5	受取り開始から5年間 月額	約	8.8	万円	年金受取りによる増加分
(支払額二段階型)	15年	6年目以降 月額	約	4.4	万円	
	20年	受取り開始から5年間 月額	約	7.3	万円	
	20年	6年目以降 月額	約	3.6	万円	

定額型は初年度年金月額が1万円未満、5年重点型(支払額二段階型)は初年度年金 月額が2万円未満の場合は年金受取りができません。

<例2>

保証期間付終身年金で受取る場合 年金原資約1,000 万円(男性60歳開始の場合)

種類および保証期間	年金月額
10年保証期間付終身年金	月額 約 4.1 万円
15年保証期間付終身年金	月額 約 4.0 万円

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(令和6年8月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載金額は控除後です)。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

2 一時金受取り

提出書類

- 1 「積立年金保険」請求書
 - ※14ページ《3.「積立年金保険」請求書記入要領》を参照のうえ必要事項をご記入ください。
- 2 個人番号(マイナンバー)申告書、個人番号(マイナンバー)記載書類(※コピーをご提出)

一時金受取りで 100万円を 超える場合

もしくは

年金受取りで 年間20万円を 超える場合

については個人番号(マイナンバー)申告書の提出が必要です。

※17ページ「個人番号(マイナンバー)申告書記入要領」を参照のうえ必要事項をご記入 ください。

個人番号(マイナンバー)記載書類については、以下のいずれかの書類をご準備いただき ご提出ください。(詳細は17ページ参照)

- ①個人番号カード(裏面のコピー)
- ②通知カード(コピー)
- ③個人番号記載の住民票の写し

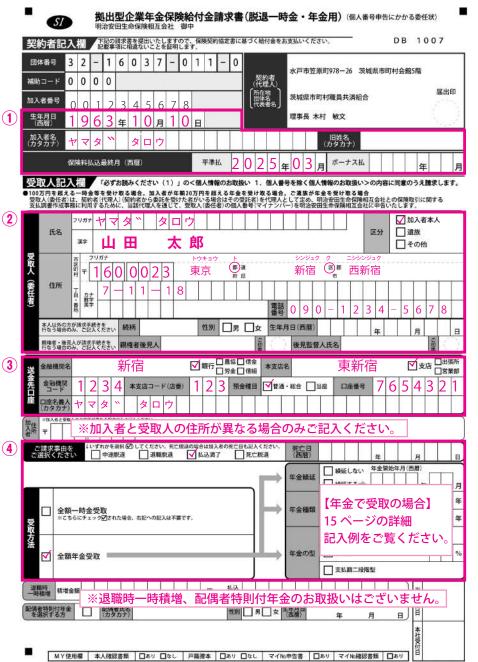


ご記入いただいた請求書類は、 お勤めの「共済愛情保険」事務担当者様へ ご提出ください。

「積立年金保険」請求書記入要領

以下の1~4の箇所をご記入ください。

- ●黒色のボールペン(消せるボールペンは不可)でご記入ください。
- ●記入内容を訂正される場合は、二重線で抹消し、押印してください。(修正テープ・修正液不可)
- ●契約者記入欄については受取人でもご記入いただけます。おわかりになる項目はご記入ください。



- ①生年月日、加入者名、保険料払込最終 月をご記入ください。
- ②受取人の氏名、区分、住所、電話番号 をご記入ください。
- ③送金先口座についてご記入ください。
- ④受取方法についてご記入ください。
- ※積立金額や年齢、加入期間等により年 金受取を選択できない場合がございま す。



「積立年金保険」請求書詳細記入例

年金受取を希望される場合、下記を参考にご記入ください。

- 1 年金繰延についてご選択ください。
 - ※繰延を希望される方は16ページの繰延早見表より年金開始日をお選びください。

	繰延しない	年金	開始	年月	(西暦	雪)			
年金繰延	✓ 繰延する→	2	0	2	6	年	0	2	月

- 2 年金種類、年金の型をご選択ください。 ※「逓増型」は選択できません
 - (1)確定年金(10·15·20年)、定額型 ※積立金を均等割して受給するコース

年金種類	☑ 確定年金	(受取期間) を記入➡)	1	0	年
十亚俚炽	保証期間付終身年	金			年
	▼ 定額型	*			
年金の型	近 省 至				%
	支払額二段階型				

(2)終身年金(10·15年)、定額型 ※積立金を均等割して受給するコース

左 众任哲	確定年金		,	年
年金種類	保証期間付終身年金 保証期間 を記入→)	1	0	年
	▼ 定額型			
年金の型	延伸型			%
	支払額二段階型			

(3)確定年金(10・15・20年)、5年重点型 ※最初の5年間に多く受給するコース

年金種類		1	0	年
十亚俚炽	保証期間付終身年金			年
	定額型		100	53
年金の型	通過型			%
	✓ 支払額二段階型			

(4)終身年金(10・15年)、5年重点型 ※最初の5年間に多く受給するコース

左 人任料	確定年金			年
年金種類		1	0	年
	定額型			
年金の型	- 通滑型			%
	✓ 支払額二段階型			

【60歳未満で年金を選択される方へ】

- ★すぐに年金を受給する場合は「終身年金 | コースとなります。
- ★「確定年金」コースを選択する場合は60歳以降の受給となるため原資は据置されます。 「年金繰延」の欄に上記例のようにご記入ください。

「積立年金保険」繰延早見表

積立年金保険繰延早見表は、60歳未満で「確定年金」コースを選択した場合の直近の年金開始年月です。

生年月日	年金開始年月
~昭和 40年 5月 15日	繰越不要
昭和 40年 5月 16日~昭和 40年 8月 15日	2025年 8月
昭和 40年 8月16日~昭和40年11月15日	2025年11月
昭和 40 年 11 月 16 日~昭和 41 年 2 月 15 日	2026年 2月
昭和 41 年 2月 16 日~昭和 41 年 5月 15日	2026年 5月
昭和 41 年 5月 16日~昭和 41 年 8月 15日	2026年 8月
昭和 41 年 8月 16日~昭和 41 年 11月 15日	2026年11月
昭和 41 年 11 月 16 日~昭和 42 年 2月 15 日	2027年 2月
昭和 42 年 2月 16 日~昭和 42 年 5月 15日	2027年 5月
昭和 42 年 5月 16 日~昭和 42 年 8月 15日	2027年 8月
昭和 42 年 8 月 16 日~昭和 42 年 1 1 月 15 日	2027年11月
昭和 42 年 11 月 16 日~昭和 43 年 2 月 15日	2028年 2月
昭和 43 年 2月 16 日~昭和 43 年 5月 15日	2028年 5月
昭和 43 年 5月 16 日~昭和 43 年 8月 15日	2028年 8月
昭和 43 年 8月 16日~昭和 43 年 1 1月 15日	2028年11月
昭和 43 年 11 月 16 日~昭和 44 年 2 月 15 日	2029年 2月
昭和 44年 2月 16日~昭和 44年 5月 15日	2029年 5月
昭和 44年 5月 16日~昭和 44年 8月 15日	2029年 8月
昭和 44年 8月 16日~昭和 44年 11月 15日	2029年11月
昭和 44 年 11 月 16 日~昭和 45 年 2月 15 日	2030年 2月
昭和 45年 2月 16日~昭和 45年 5月 15日	2030年 5月
昭和 45年 5月 16日~昭和 45年 8月 15日	2030年 8月
昭和 45年 8月 16日~昭和 45年 11月 15日	2030年11月
昭和 45 年 11 月 16 日~昭和 46 年 2 月 15 日	2031年 2月
昭和 46 年 2月 16日~昭和 46 年 5月 15日	2031年 5月
昭和 46 年 5月 16日~昭和 46 年 8月 15日	2031年 8月
昭和 46 年 8月 16日~昭和 46年 11月 15日	2031年11月
昭和 46 年 11 月 16 日~昭和 47 年 2月 15 日	2032年 2月
昭和 47年 2月 16日~昭和 47年 5月 15日	2032年 5月
昭和 47年 5月 16日~昭和 47年 8月 15日	2032年 8月
昭和 47年 8月 16日~昭和 47年 11月 15日	2032年11月
昭和 47 年 11 月 16 日~昭和 48 年 2月 15日	2033年 2月
昭和 48年 2月 16日~昭和 48年 5月 15日	2033年 5月
昭和 48年 5月 16日~昭和 48年 8月 15日	2033年 8月
昭和 48年 8月 16日~昭和 48年 11月 15日	2033年11月
昭和 48 年 11 月 16 日~昭和 49 年 2月 15日	2034年 2月
昭和 49年 2月 16日~昭和 49年 5月 15日	2034年 5月
昭和 49 年 5月 16 日~昭和 49 年 8月 15日	2034年 8月
昭和 49 年 8月 16日~昭和 49 年 11月 15日	2034年11月
昭和 49 年 1 1 月 16 日~昭和 50年 2 月 15 日	2035年 2月
昭和 50年 2月 16日~昭和 50年 5月 15日	2035年 5月

個人番号(マイナンバー)申告書記入要領

以下の①~④をご記入のうえ、別紙《個人番号(マイナンバー)記載書類添付台紙》に ④でご選択されたいずれかのコピーを貼り付けてください。(番号部分に個人番号保護 シールを貼り付けてください)

SI S 明治安田生命保険相互会社 御中 提出日 2025 年 3 月 1 日	(1)
個人番号(マイナンバー)申告書	
明治安田生命保険相互会社(以下、保険会社)が保険取引に関する支払調書作成事務に利用する ために、添付書類に記載されているとおり、個人番号(マイナンバー)を申告いたします。 なお、この個人番号(マイナンバー)申告書(添付書類等を含む 以下、申告書)を提出後、個 人番号を保管する必要性がなくなった場合(支払調書作成対象外と判明した場合等)には、申告書 は保険会社にて廃棄等の適切な処理をしていただくようお願いします。	
①団体番号(補助コード)・加入者番号・加入者氏名をご確認ください	
団体番号 3 2 - 1 6 0 3 7 - 0 1 1 - 0 補助コード 0 0 0 0	
加入者番号 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
加入者氏名 ヤマタ `` タロウ	
②ご請求(脱退事由)(□にレ点を記入してください)	(2
中途脱退 『退職脱退または払込満了』 の欄にレをつけてください。	
死亡脱退 以下③④⑤をご記入くたさい	
③受取人の氏名・生年月日・住所をご記入ください フリガナ・ヤマダー タロウー (未定)	(3
氏名(自署) 山田 太郎 生年月日 本成の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名	
# 160-0023 ● 東京 新宿区西新宿 7-11-18	
④受取人の個人番号(マイナンバー)の記載がある以下のいずれかのコピーを 提出してください 「個人番号カード(裏面)」、「通知カード」のコピーを提出する場合は、 「個人番号(マイナンバー)記載書類添付台紙」に貼り付けてください なお、番号部分には個人番号保護シールを貼り付けてください (□にレ点をご記入ください)	4
□ 個人番号カード(裏面) □ 通知カード □ 個人番号記載住民票の写し	
で 遺族/ () 17.3 個人番号(マイナンバー)の記載があるいずれかの書類(コピー)に ③死亡さ 該当する欄に <mark>レ</mark> をつけてください。	
・	

- 個人番号カード、通知カードのコピーをご提出の場合・・・ コピーをご用意いただき、裏面の貼付位置にのりで貼り付けてください。
- 個人番号記載の住民票の写しをご提出の場合・・・ のりで貼り付けせずに、そのまま添付してご提出ください。

※いずれの場合も個人番号(マイナンバー)が見えないように個人番号記載部分に 「個人番号保護シール」を張り付けたうえでご提出ください。

退職後の問い合わせ先について

退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書をご提出された方

保障内容を知りたい。

保険金・給付金を請求したい。

自動引き落とし口座を知りたい。

引き落としされている保険料を確認したい。

毎月引き落としされている口座を変更したい。

住所・氏名・電話番号の変更をしたい。

受取人を変更したい。

リレー定期・退職後医療保険・ 退職後健康応援給付にご加入、 退職後継続給付を個人契約に移行加入された方

保障内容を知りたい。

保険金・給付金を請求したい。

自動引き落とし口座を知りたい。

引き落としされている保険料を確認したい。

引き落としされている口座を変更したい。

住所・氏名・電話番号の変更をしたい。

受取人を変更したい。

株式会社日本共同システム

(略称:NKS)

☎0120-129-128

(9:00~17:00) (※除年末・年始)

明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター ☎0120-555-282

9:00~17:00 (※除土日・祝日)

※ご退職前のご質問については下記にご照会ください。 明治安田生命保険相互会社公法人第二部法人営業第二部

☎03-5289-7145 受付時間:9:00~17:00 (除土日・祝日・年末・年始)

注意事項

書類提出後に変更が生じた場合は、 必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 公法人第二部 法人営業第二部 ☎03-5289-7145

9:00~17:00(除 土日·祝日·年末·年始)